（国選弁護人確保業務勘定）

注記事項

1．区分経理関係

総合法律支援法第43条に基づき、同法第30条第１項第３号及び第６号の業務並びにこれらに附帯する業務（国選弁護人確保業務勘定）に係る経理と、その他の業務に係る経理（一般勘定）とに区分して整理しております。

2．貸借対照表関係

⑴　引当外退職給付引当金の見積額に関する注記

国又は地方公共団体との交流人事による出向職員であり国又は地方公共団体に復帰することが予定されており、退職手当を支給しないことが国家公務員退職手当法第７条の２及び同施行令第９条の２第124号等において明らかな職員の退職給付引当金の見積額は、190,424,435円であります。

⑵　資産除去債務に関する注記

①　当該資産除去債務の概要

事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を当該契約の契約期間及び建物附属設備の耐用年数（３～18年）と見積り、取得価額に対応する除去費用の実績率を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

③　当期における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	20,476,901円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,321,436円
時の経過による調整額	296,971円
資産除去債務の履行による減少額	4,979,008円
期末残高	17,116,300円

3．損益計算書関係

ファイナンス・リース取引及び資産除去債務が損益に与える影響額は、△293,765円及び570,834円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、０円であります。

4．キャッシュ・フロー計算書関係

キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高と貸借対照表の科目との関係

現金及び預金	3,046,228,964円
資金期末残高	3,046,228,964円

5．行政サービス実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち国等からの出向職員に係るものの額は、11,450,923円であります。

6．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

採用している退職給付制度は、役員及び職員退職一時金制度であります。

⑵　退職給付債務に関する事項

（区分）	（平成26年３月31日現在）
退職給付債務	459,287,823円
退職給付引当金	459,287,823円

⑶　退職給付費用に関する事項

（区分）	（自　平成25年４月１日　至　平成26年３月31日）
勤務費用	98,610,958円
利息費用	5,984,393円
過去勤務債務の費用処理額	△　12,930,976円
数理計算上の差異の費用処理額	△　8,166,107円
役員に係る退職手当引当金繰入額	855,012円
	84,353,280円

⑷　退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

（区分）	（平成26年３月31日現在）
①　割引率	1.5％
②　退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
③　過去勤務債務	発生年度で一括償却
④　数理計算上の差異	発生年度で一括償却

7．重要な債務負担行為

次期以降に係る重要な債務負担行為は、以下のとおりであります。

情報システム運用保守作業業務委託　28,009,800円

8．重要な後発事象

該当事項はありません。

9．金融商品の状況に関する事項

当勘定では、資金運用については安全性の高い預金等に限定しております。

10．金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴現金及び預金	3,046	3,046	—
⑵未収金	9	9	—
⑶未払金	(2,563)	(2,563)	—
⑷預り金	(98)	(98)	—
⑸リース債務	(34)	(35)	(1)
⑹長期リース債務	(59)	(57)	(△　2)

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法に関する事項

⑴現金及び預金、⑵未収金、⑶未払金及び⑷預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑸リース債務及び⑹長期リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。